

大府市告示第44号

大府市手数料条例別表(6)建築確認等関係手数料19の項、20の項及び21の項の市長が定める機関及びその他市長が定める場合(平成28年大府市告示第43号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の<u>向上等</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>1 市長が定める機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 非住宅の部分に係る申請の場合は、建築物のエネルギー消費性能の<u>向上</u>に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。</p> <p>(3) 略</p>
<p>2 その他市長が定める場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請において、その他市長が定める場合は、次のいずれかの場合とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の<u>向上等</u>に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第18条第1項に規定する認定書(建築物全</p>	<p>2 その他市長が定める場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請において、その他市長が定める場合は、次のいずれかの場合とする。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の<u>向上</u>に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第18条第1項に規定する認定書(建築物全体</p>

改正後	改正前
<p>体に係る評価に係るものに限る。)の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写しを添付した場合</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の<u>向上等</u>に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写しを添付した場合</p> <p>ウ～オ 略</p>	<p>に係る評価に係るものに限る。)の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写しを添付した場合</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の<u>向上</u>に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書(建築物全体に係る認定に係るものに限る。)の写し及び検査済証の写しを添付した場合</p> <p>ウ～オ 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。